

# 高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針

高 砂 市

## 目 次

1	人権をめぐる国内外の動き	
(1)	国際社会の取り組み	・・・ 1
(2)	国内の取り組み	・・・ 1
(3)	兵庫県の取り組み	・・・ 2
(4)	高砂市の取り組み	・・・ 2
2	人権尊重の理念	・・・ 4
3	指針の基本的な考え方	・・・ 5
4	あらゆる場における人権教育及び啓発	・・・ 6
(1)	家庭	・・・ 6
(2)	学校等	・・・ 6
(3)	地域	・・・ 7
(4)	企業等	・・・ 8
5	市職員等に対する人権教育の推進	・・・ 9
6	身近な人権課題	・・・ 10
(1)	女性	・・・ 10
(2)	子ども	・・・ 11
(3)	高齢者	・・・ 11
(4)	障害者	・・・ 12
(5)	同和問題	・・・ 13
(6)	外国人	・・・ 14
(7)	H I V感染者等	・・・ 14
(8)	インターネットによる人権侵害	・・・ 15
(9)	その他の人権課題	・・・ 16
7	指針の総合的、効果的な推進	・・・ 17
	《用語説明》(あいうえお順)	・・・ 18

## 1 人権をめぐる国内外の動き

### (1) 国際社会の取り組み

第二次世界大戦における人的、物的損害はばく大なものであり、これらの惨禍を経て、平和を希求するとともに、人権尊重を全世界的に進めて行かなければならないことに人類は必然的に到達しました。

1948年(昭和23年)12月、国連の第3回総会において、人権尊重に関するすべての国と人民の共通基準として世界人権宣言が採択されました。

その後、国際人権規約1966年(昭和41年)、難民条約1951年(昭和26年)、人種差別撤廃条約1965年(昭和40年)、女子差別撤廃条約1979年(昭和54年)、児童の権利に関する条約1989年(平成元年)等国連が中心となっているだけでも26の人権関係の条約が採択されています。

さらに、1993年(平成5年)には、世界人権宣言45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンにおいて世界人権会議が開催され、人権の普遍性等が確認されました。

翌1994年(平成6年)の国連総会においては、人権教育を通じて人権文化を世界中に築くことを目的として、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議されました。

21世紀は、「人権の世紀」とも言われています。そこには、戦争や環境破壊・汚染を繰り返した20世紀の経験を踏まえるとともに、これまでの人権をめぐる様々な努力を一斉に開花させることにより、21世紀をすべての人の人権が尊重される平和な世紀にしたいという願望が込められており、すべての国と国民が人間の尊厳を第一に考え、人権の尊重があらゆる行動の基準となることが期待されています。

### (2) 国内の取り組み

1945年(昭和20年)8月15日、第2次世界大戦が終わりました。

1947年(昭和22年)日本国憲法が施行され、新時代が到来したといえましょう。それまで、抑圧されていた言論、思想、信条、信教、の自由そして、農地解放、労働運動の高揚がありました。

世界的に人権尊重の機運が高まりをみせる中で、日本においても、戦後、人権関係の多くの国際条約の批准や議決に加わるとともに基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもとで、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

なかでも、日本固有の人権問題である同和問題については、1965年(昭和40年)同和对策審議会答申、1969年(昭和44年)同和对策事業特別措置法施行以来、1982年(昭和57年)地域改善対策特別措置法施行、1987年(昭和62年)地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関

する法律が施行され、同和問題の早期解決にむけたさまざまな施策が実施されてきました。

2002年(平成14年)3月末同法が失効しました。

1995年(平成7年)には第49回国連総会の決議を受けて内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、さらに1997年(平成9年)7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。

この行動計画では、人権文化を構築することを目的に国の各省庁の協力のもと、あらゆる場を通じて、訓練、研修、広報、情報提供の努力を積極的に行う一方、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、HIV感染者等の重要な人権問題に対する積極的な取り組みを行うこととしており、地方公共団体等様々な分野で、本行動計画の趣旨に沿った人権教育、啓発の自主的な推進が図られています。

2000年(平成12年)12月に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が施行されました。

この法律には、国や地方公共団体の人権教育及び人権啓発に関する責務等を定めており、今後は同法律に基づく国や地方自治体の一層積極的な取り組みが期待されています。

### (3) 兵庫県の取り組み

兵庫2001年計画における「共生型ネットワーク社会づくり」の基礎理念のもと「こころ豊かな人づくり」、「すこやかな社会づくり」とそれらを目指す施策の展開をしています。

最も重要な人権問題に関しては、各個別計画にしたがって各関係機関と連携しつつ推進しています。

1991年(平成3年)(財)兵庫県人権啓発協会を県と市町で共同で設置し、同和問題をはじめとする人権問題全般について、研修、啓発、研究、事業等を展開しています。

1998年(平成10年)には、「人権教育基本方針」を策定し学校教育、社会教育で、この方針に基づいた人権教育の推進に取り組んでいます。

そして2001年(平成13年)には「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を策定し、あらゆる差別や偏見がなく誰もが安心していきいきと生活することのできる真の共生社会の構築を目指しています。

### (4) 高砂市の取り組み

当市における人権問題への取り組みは、同和問題への取り組みを中心に展開してきました。

1969年(昭和44年)同和対策事業特別措置法が公布、施行されました。

翌1970年(昭和45年)経済社会部に担当が設置され、1973年(昭和48年)7月同和対策室を設置し、8月高砂市同和対策基本要綱を策定しまし

た。

またそれに先だち5月には高砂市同和対策推進協議会を設置しました。

この協議会は同和問題の解決が行政の責務である事を認識し、全庁的な連絡調整を行い業務を円滑に進めていくものです。

1978年(昭和53年)5月みのり会館が開館し多様な隣保館事業を実施してきました。

さらに法に基づく環境改善事業を着実に推進し大きな成果をあげてきました。

一方、人権教育・啓発についても各種施策を実施してきました。

1970年(昭和45年)高砂市同和教育協議会(高砂市同協)が結成され、事務局を教育委員会同和教育指導室内に置きました。

市同協では、学校園での教育、社会教育として校区人権教育の推進、企業内の人権教育の推進等全市的な取り組みを進めてきました。

また、毎年8月には「差別をなくそう市民運動」を展開し、人権教育・啓発活動を実施しています。

これらの各種活動によって市民の人権意識は高まって来ていますが、差別発言、差別落書さらにインターネットを利用した差別書き込みなども発生しています。

あらゆる差別を解消していくためには、同和教育啓発の成果を踏まえ数多くの人権課題に対応していく必要があります。

国においては1997年(平成9年)に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定しています。

また、2000年(平成12年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。

この国内行動計画、法律では人権という普遍的文化を構築するため、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人などに関する課題を重要課題として取り上げ、あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進に積極的に取り組むこととしており当市においてもこの行動計画に沿った取り組みを展開することが必要です。

## 2 人権尊重の理念

人権は、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であって、すべての人に平等でなければならないものです。

日本国憲法においても、人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられたものであるとされ(11条、97条)、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利の尊重(13条)と法の下での平等及び差別の禁止(14条)という包括的な規定と様々な人権の個別、具体的な保障規定の中に明文で示されています。これらは、国際社会で取り決められた諸条約によって、確認・強化されています。

これらの人権については、国や地方公共団体等公権力との関係においてはもちろん、市民相互の間においても尊重されるべきものです。

すなわち、一人ひとりが、自らの人権を主張し行使するに当たって、自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持ち、自らの権利の行使に伴う責任を自覚することにより、他人の人権との共存を図っていくことが重要です。

さらに、そのことが、日常生活の中で自然に態度や行動にあらわれるようになることが大切です。

### 3 指針の基本的な考え方

平成13年3月制定した第3次高砂市総合計画「市民がつくる活力とやさしさをはぐくむ交流のまち高砂」の中でも「こころの豊かさと人を尊重したまちづくり」を指針の一つとして提示しています。

総合計画の中では、現況と計画が包括的に表現されています。

本指針は、当市総合計画に基づく部門別計画の一つと位置づけることができますが、さらに重要なことは、基本構想でうたわれている「こころの豊かさと人を尊重したまちづくり」の理念を具体的に明らかにする役割を担っており、人権という普遍的な文化の息づく社会を築くためにさまざまな人権問題に対する人権教育、啓発にかかる課題を横断的にとらえ、総合的かつ効果的な人権教育や啓発活動を推進していくための指針となるものです。

## 4 あらゆる場における人権教育及び啓発

人権は、家庭、学校、地域、職場などでの日常の行動に結びつくことによって、根づいていくものです。

日常の身の回りの出来事に対して、人権の視点からとらえ、意識していくことが大切です。

このため、人権尊重のための教育は、子どもはもちろん大人になってからも生涯にわたって継続されることが必要です。

当市では、人間尊重を基調とした学校園教育を一層推進するとともに、地域社会を舞台にした生きがいのある生活や文化、芸術、スポーツなどの諸活動や生涯を通じて創造や交流など人間活動の美しき営みが展開され、人が人を大切にし、人が人として大切にされる「こころの豊かさと人を尊重したまちづくり」を進めます。

### (1) 家庭

家庭教育は、幼児期から子どもに豊かな情操や思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観などを育むうえで、極めて重要な役割を担っています。なかでも、人権感覚を養う上で、幼少期の家庭で、遊びやしつけ、家事や家族とのふれあいなど日常生活を通じて、基本的な社会生活のルールを覚えさせていくことが大切です。

また、こうした家庭における子どもへの教育は、温かい家族関係のもとに、親たちが自ら模範を示していく中で、進めていくことが大切です。

近年、都市化、核家族化、少子化や地域連帯感の希薄化などにより、育児不安の広がりやしつけに対する自信喪失、過保護や過干渉、放任といった家庭の教育上の問題が指摘されています。家庭の教育力を高めることが急務となっています。

このため、子育て支援センター、保健センター、青少年補導センター等における子育てに関する相談・支援体制の充実を図ります。また、公民館や生涯学習課による家庭教育講座などの子育てに関する学習の支援を行なうとともに、親子での体験学習の促進等温かい親子関係を育み、親子が共に学んでいけるような施策を学校や地域と連携を図りつつ進めます。

また、家庭においては、男女がそれぞれの責任を担ってともに協力し合うことが大切であり、これまで家庭への関わりが希薄であった男性の子育てへの積極的な参加を促します。

さらに、啓発資料や広報等により、身近な人権問題についての家庭間で活発な話し合いが行われ、日常生活の場で実践がなされるよう促します。

### (2) 学校等

子どもたちの人間形成に当たって、学校の果たす役割は重要です。学校教育においては、学校の主体性や中立性を堅持しつつ、子どもたちの発達段階



に十分配慮し、それぞれの実態に応じて、創意に富んだ教育を行うことが大切です。

当市においては、「こころ豊かにたくましく生きる人づくり」を基調に、人権問題を自らの課題として解決する意欲と実践力を持った人間を育てることをめざして、学校教育・社会教育が相互に連携した人権教育の推進を図ります。

幼児期は、大人への依存を基盤として自立に向かう時期で、その過程において、生活や遊びのなかでの直接的・具体的な体験を通し、人間形成の基礎がつけられます。幼児期の集団施設である幼稚園及び保育所では、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に基づき、幼児期にふさわしい豊かな体験の機会を保障し、人に対する愛情や信頼感、互いに尊重する心などの人間尊重の芽生えを育むとともに、子どもの人権に配慮した教育や保育を進めます。

小学校・中学校においては学校教育活動全体を通じて、生命を大切にす心、自他の人格を尊重しお互いの個性を認め合う心、正義感や公正さを重んじる心など豊かな人間性を育成するとともに、自立心や責任感を培っていくことが重要です。また、身近な生活にも結びつけながら、人権にかかわる歴史等を正しく理解するとともに、人権の意味や内容等への理解を深め、あらゆる人権課題の解消に向けて主体的に取り組む意欲と態度を育むための指導を充実します。

そのためには、人権教育をあらゆる教育活動の基本に位置づけるとともに、自然や地域での体験学習、外国人や高齢者、障害者等との交流を積極的に推進するなど家庭や地域社会等との連携した教育を進めます。さらに、教職員の人権尊重の意識を高め、実践的指導力の向上に努めます。

また、独自の教育方針により特色ある保育(教育)を展開する私立保育所等については、同様の趣旨に沿った教育及び啓発を奨励します。

### (3) 地域

地域は、市民が日常の学習活動や地域活動等を通じて、様々な人権問題について理解を深め、実践する場であり、特に、子どもたちにとっては、思いやりの心や自立心を育み、社会性などを体験的に学ぶ場として重要な役割を担っています。

このことから、地域においては、公民館等における社会教育活動や学習・交流活動、行政主催によるセミナーや講演会等の開催をはじめ、青少年団体、子ども会、自治会、婦人会、PTAやボランティア団体、市民サークル等を中心とする人権に関わる多様な学習活動が展開されるとともに、これらの団体や組織による社会奉仕活動、福祉体験活動、芸術文化活動、スポーツ活動などが活発に行われることが大切です。

このため、人権教育を生涯学習の観点から位置付け、人権に関する具体的な課題に則しつつ、多様な学習情報・教材の提供を行い、学習機会の拡充を図るなど市民の自主的な学習活動の支援を行います。

また、人権感覚等は、主として地域における日常の付き合いの中で個人が自然に会得していくものであることから、教育及び啓発リーダーの育成や地域実践活動の場や交流の促進等により、地域の教育力を高め、市民の主体的な教育及び啓発活動が活発に展開されるよう支援します。

#### (4) 企業等

現代の社会では、企業活動は地球規模で広がっており、消費者や株主といった直接的な関係を持つ人々をはじめとして、従業員や取引先、地域住民など多くの人々が企業と密接な関係にあり、その意味でも「企業の社会的責任」は重いと言えます。

多様な人たちにより構成される企業の職場においては、性、出身地、国籍、年齢、障害の有無等により、不公正な採用、賃金格差、配置・昇進の格差、セクシュアル・ハラスメントや悪質ないじめなど人権問題が起こることが懸念されます。また、女性や障害者等が能力を十分に発揮するための職場環境の整備が十分であるといえません。さらには、社会や地域への影響力の大きさから、商品の開発や営業、広報といった企業活動全般において人権尊重の視点が必要となります。

このため、企業等の事業所においては、人権が尊重される職場づくりや人権尊重の視点に根ざした企業活動を進めるために、積極的に従業員等の研修などに努めることが大切です。

さらに、企業等の事業所には、事業所内の研修だけでなく、地域でのイベントなどへの協賛をはじめ、人権啓発活動への社員等の参加の奨励、障害者や学生等の就業体験の受け入れなどが期待されます。

当市では、こうした企業等の事業所内研修や地域における実践活動との自主的な取り組みを促進するため、啓発資料の配布をはじめ、担当者等に対する研修などを実施するとともに、事業所内研修に際して、人材や施設、情報、教材の提供などの支援を行います。

## 5 市職員等に対する人権教育の推進

「こころの豊かさと人を尊重したまちづくり」を推進するため、市職員一人ひとりが、人権尊重の理念について理解し、豊かな人権感覚を身に付け、自らの業務に当たらなければなりません。そのために、それぞれの職務に応じ、人権意識を高めるための研修の充実に努めるとともに、施策・事業毎の人権尊重の視点に立った取り組み課題の整理とその周知のための職場での啓発・研修の充実に努めます。

また、以下に掲げる特に人権に関わりの深い職業に従事する職員に対する研修の充実に努めます。

### (1) 教育関係者

教職員は、学校園におけるあらゆる教育活動を通して、幼児児童生徒のそれぞれの発達段階に応じながら、人権尊重への理解を深め、主体的に取り組む態度と意欲を育むという重要な役割を担っています。すべての教職員は豊かな人権感覚と科学的認識を身に付けたうえで、効果的な人権教育を実践するための知識・技能・態度・意欲などの全人格的力量が不可欠です。そして幼児児童生徒一人ひとりの大切さを強く自覚し、一人の人間として接することが重要です。

また、家庭や地域社会との連携を深め、人権問題の解決に積極的な役割を果たすことが求められます。

### (2) 医療・保健関係者

医師、看護師、保健師をはじめとする医療・保健関係業務の従事者は、人の生命と健康を守るという重要な役割を担っており、人間の尊厳に対する認識はもとより、プライバシーに配慮した高い人権意識が必要です。

### (3) 消防職員

消防職員は、火災をはじめとする各種災害等から市民の身体、生命、財産を守るとともに、台風、地震、水害等の天災や不慮の事故による被害を最小限に食い止めることを職務としております。このような人命に関わる職務を遂行していくための前提としては高い人権意識が必要です。

### (4) 福祉関係者

福祉事務所職員、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、家庭児童相談員、社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員、ホームヘルパーやその他社会福祉関係事業などに従事する人については、高齢者、子ども、障害者などの社会的に弱い立場に置かれている人々の相談や介護に直接携わっており、人間の尊厳に対する認識はもとより、プライバシーへの配慮という点においても、高い人権意識が必要です。

## 6 身近な人権課題

人権尊重の理念に関する理解を深めるためには、法の下での平等や一人ひとりの人権を個人として尊重するという普遍的な視点と、人権問題を現実社会の中で具体的な問題としてとらえ、身近な課題に積極的に取り組んで解決していくという視点との両面からのアプローチが大切です。

理念の理解を常に現実の問題に結び付けなければなりません。

なかでも、重要な課題とされている、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、H I V感染者等、インターネットによる人権侵害等の人権課題について、各課題ごとの施策にかかわる個別計画等に基づきこれまで進められてきた人権尊重の視点からの取り組みや今後の方針等を踏まえつつ、以下のように教育及び啓発を進めます。

### (1) 女性

憲法には、両性の平等がうたわれており、その実現に向けて、男女共同参画社会基本法1999年(平成11年6月)をはじめ男女雇用機会均等法1986年(昭和61年4月)などの法律の整備等により、女性を取り巻く環境の整備が進んできました。しかし、我が国の現状は、職場や地域における女性の政策・方針決定への参画や能力発揮のための環境整備が十分ではないほか、女性の家事、育児、介護における負担が重いなど、様々な面で男女共同参画が不十分な状況にあります。

また、性犯罪、売買春、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する人権侵害も問題となっています。

これらの背景には「男は外で働き、女は家庭を守る」といった性別役割分担意識や「男性が女性よりも優位であるという」性差別意識さらには固定的・画一的に「男らしさ」、「女らしさ」をとらえるといった、いわゆるジェンダーによる偏見などが根強く残っていることが挙げられます。

こうした意識の解消を図り、男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し得る男女共同参画社会の実現を目指すため、当市では「たかさご男女共同参画プラン」2000年(平成12年1月)を策定し「男女共同参画をめざす意識づくり」や「男女が共に築く地域社会づくり」等を基本目標とした施策を推進してきました。

今後も、「たかさご男女共同参画プラン」の基本理念にのっとり、意識啓発や学習活動の支援、相談、民間グループ等の交流支援などにより男女の平等を阻む社会制度・慣行等の見直しと意識改革を図り、男女共同参画社会を実現するための諸施策を実施します。

また、特にドメスティック・バイオレンスについては、関係機関の連携を強化するなど支援体制の充実に努めるほか、その防止に向けた意識啓発等を行います。

## (2) 子ども

今日、子どもたちを取り巻く状況は、物質的な豊かさや情報が氾濫する一方で人間関係の希薄化が一層進み、家庭や地域社会、社会環境の変化は著しいものがあります。

これまでの育ちの基礎を支えてきた生活や自然・社会の体験は、その環境や機会そのものが十分ではなくなり、豊かな感性や他者との共感や協調性が育ちにくい状況となっています。

このような状況において、少年犯罪の凶悪化・低年齢化、校内暴力、学級崩壊、不登校、子どもが被害者となる犯罪、児童虐待等が大きく増え、子どもの人権をめぐる大きな社会問題となっています。

子どもは出生において特別の保護を受け、人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、愛情及び理解のある家庭環境のもとで幸福に育てられなければなりません。そのためにも家庭や地域社会における子育てや学校における教育の在り方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭を始めとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要です。

当市では、「青少年仲間づくり」「ジュニアリーダーの養成」「子どもの居場所づくり」「ボランティアと司書によるストーリーテリング」等の体験学習、異年齢交流の実践活動を通して子どもたちの健全育成に努めます。また、子育てや子どもへの虐待、子どもの非行等に関しては、子育て支援センター、児童福祉課、青少年補導センター等を中心とする相談や支援機能の充実に努めます。

今後は、こうした取組みの一層の充実を図る中で、子どもを保護の対象としてだけでなく、権利の主体として認めるという「児童の権利に関する条約」の趣旨を十分踏まえた教育及び啓発を進めていきます。

我々、大人たちは未来を担う子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、こころ豊かに育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たし「児童の最善の利益」を保障していくことが求められています。

## (3) 高齢者

本格的な超高齢化社会の到来を目前に控えて、高齢者が家族や社会の中で生きがいをもって安心して暮らせるよう、社会の構造を転換していく取り組みが必要となっています。

しかし、豊かな経験や知識がありながらも、年齢を理由に就業や社会的活動への参加が制限されるなど、高齢者の人権にかかわる問題が生じています。また、介護を要する高齢者への身体的、精神的、経済的な虐待の問題が近年社会問題として注目を浴びつつあります。そのために、社会保障制度の充実を図ることはもちろん、それぞれの家庭や地域社会で高齢者との日常的な交流を促進することが必要です。

当市では、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指すことを目的とし、民生委員・福祉委員等により高齢者を対象に毎年「要援護者実態調査」を実施し、援護の必要な方の実態を把握し、さらに地域における見守り活動「愛の一声運動」を展開しています。地域、行政、関係機関が一体となって援護を必要とする高齢者の福祉ニーズをより早く発見し、「ケース処遇検討会」を通じ、より迅速な対応策を検討し地域に還元しています。

また、老人クラブ活動を通じて、高齢者が高齢者の見守り、声かけ、安否確認等の推進をお願いしています。

高齢者の豊かな経験や知識が十分に尊重され、活用されるような環境づくりを推進することが大切です。また、高齢者の側も、社会とのかかわりについて前向きな意識をもつ必要があります。

当市としても、高齢者自らが社会の構成員として積極的に役割を担っていただけるよう、高齢者の学習機会の充実や、一方で市民一人ひとりが、高齢者の人権についての認識を深めるような意識啓発に努めます。

#### (4) 障害者

障害があることにより、障害のある人が劣っているとか不幸であるといったマイナスイメージで捉えられ、差別されたり好奇の目で見られることがあります。身体や知的な発達および精神に障害がある人について理解を深めることが大切です。そして、何気なく使っている言葉や慣用句などが、障害のある人やその家族を傷つけていないか見直す必要があります。

ノーマライゼーションの理念のもと、だれもが社会の大切な一員として尊厳が重んじられる社会を築いていけるよう関係機関との連携のもと、広報誌等を通じその普及啓発に努めます。

また、障害のある人が外出しようとするとき、道路や建物の段差をはじめ、自由な移動を妨げる障壁(バリア)がいくつもあります。また、せっかく広く作った歩道があっても、自転車などが放置されていて車椅子が通行できないとか、視覚障害者の点字ブロックの上に物が置かれてその効果を果たせないことがあります。誰にとっても住みやすいバリアフリーのまちづくりを進めるためには、物理的な障壁を取り除くことはもちろんのこと、障害のある人もない人も地域でともに暮らしていることを意識し、行動に制限のある人を進んで介助したり、声かけを行うことが大切です。

障害のある人が住みなれた地域で自分らしさを実現し、安心して暮らしていくためには、企業、福祉施設や小規模作業所などの働く場所、グループホームなどの居住場所、また、デイサービスやホームヘルプサービスなど日常生活に必要なサービスの整備も必要となっています。当市においても、ニーズに応じた福祉サービス、施設の充実を推進します。

地域の人々が障害者を理解し、自ら進んで福祉活動に参加していくことも大切であり、障害者の就業支援として事業主やその従業員が理解を深め障害者を受け入れていくことが求められています。

障害や障害者に対する正しい理解と認識を深めるとともに、障害者やその家族に対しても積極的な社会参加と自立を促すなど、障害者にかかわる様々な障壁を取り除くための教育及び啓発を推進します。

## (5) 同和問題

1965年(昭和40年8月)同和对策審議会答申では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」と位置付け、その早急な解決が「国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べています。

1969年(昭和44年)「同和对策事業特別措置法」の施行をうけ、当市では1970年(昭和45年)から差別解消のため生活環境の整備をはじめとした物的基盤整備を主としての事業を行って来ました。

その結果、行政の取り組みと、地域住民の努力により生活環境をはじめ様々な面で存在していた較差が大きく改善されました。

また、同年高砂市同和教育協議会(高砂市同協)が結成され、学校園での人権教育、社会教育として校区人権教育の推進、企業内の人権教育の推進等全市的な取り組みを進めてきました。

また、毎年8月には「差別をなくそう市民運動」を展開し、教育・啓発活動を実施しています。

隣保館は、1953年度(昭和28年)に、国において社会福祉施設としてその整備について予算措置がなされて以来、当市では、同和问题解決の拠点施設として、1978年度(昭和53年)にみのり会館を設置し、国民的課題としての同和问题の解決に資するための各種事業を行い、地域住民の生活の改善や人権意識の向上等に大きく寄与してきました。

これらの各種活動によって市民の差別意識は解消の方向に向かっています。

しかし、部落差別にかかわる差別発言・差別落書き等は、まだ後を絶たない現実があり、また、インターネットの掲示板への差別書き込みが新たな問題として出てきています。

引き続き、みのり会館(隣保館)を地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行っていきます。

2003年(平成15年)の人権に関する県民意識調査結果を見ると、人々の差別意識については、結婚問題、同和地区への居住の敬遠、身元調査等、課題も多く残っています。また、「説得に全力を傾け理解を得て自分の意思を貫き結婚する」と答えた人が1998年(平成10年)調査に比べ13.1ポイント低下しており差別意識の潜在化も懸念されています。

これら差別意識の解消を図るために、行政が主体性を堅持し、市民の信頼を高めていくとともに、これまで行ってきた教育・啓発活動の成果を踏まえ、全ての基本的人権を尊重していくため、さまざまな機会をとらえ教育・啓発

に取り組んでいきます。

## (6) 外国人

世界は今、文化、経済をはじめあらゆる分野の活動が地球規模で展開され、国境を越えた相互依存の様相を強めています。このようなグローバル化が進行する中で、あらゆる国の人々と共生を目指す国際性豊かな人間の育成が求められています。

現在、当市内に在住する外国人は1,134人、そのうち842人が在日韓国・朝鮮人です。(平成16年12月29日現在)また近年は、就労等で在住するアジアや中南米諸国の人々が急激に増加してきています。

しかしながら、異質なものを排除しがちな日本の社会にあって、外国人に対して、歴史的経緯や社会的背景などにより生み出された偏見や差別が存在しています。このような現状において、外国人の中には、本名を名乗りにくいなど、民族的自覚や誇りの確立を阻害されている状況がみられたり、また、日本語理解が不十分なことや文化、生活習慣の違いなどが起因となって、社会生活に支障を来したり、疎外感を感じるなど、諸問題が生じてきています。

当市では、外国人との交流活動及び支援活動、国際交流に関する普及啓発の推進、国際交流等の諸事業を行い、世界に開かれた心豊かな地域社会の育成を図っています。

また、当教育委員会では、人権文化を築く生き方の基礎を培うという観点から国際的視野を持ち、異文化を理解し尊重するとともに、異なる文化を持った人々と共に生きていく態度を育む取り組みを進めています。

言語、宗教、習慣等の違いを超え、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、尊重することが、これからの国際社会の一員として望まれることです。

## (7) HIV感染者等

エイズ(AIDS、後天性免疫不全症候群)の拡大は、世界的に極めて深刻な状況にあります。平成17年1月2日現在における全国の届出数は、エイズ患者3,257人、HIV感染者6,527人で兵庫県では患者56人、感染者102人となっています。患者、感染者ともに毎年増加しており感染の拡大が懸念されています。またエイズ患者、HIV感染者に対する差別は依然として残っている現状です。

ハンセン病については、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで国立ハンセン病療養所に一律に隔離され、患者やその家族は多大な精神的苦痛を強いられてきました。

これらの感染症は、感染力が弱く日常生活では感染せず、エイズについては、発病を遅らせる治療薬が開発されており、またハンセン病については、現在は適切な治療を受けることで短期間で治癒する病気です。

兵庫県ではエイズ予防月間や世界エイズデー、ハンセン病相談窓口の設置



など正しい知識の普及啓発をすすめています。本市においても、健康福祉事務所(保健事務所)とともに、ポスターやビデオ、講演会などあらゆる機会を活用して啓発活動の推進に努め、感染の拡大防止及び患者、感染者に対する差別や偏見を解消する活動を推進していきます。

H I V感染者等については、普通の社会生活を営むことが可能であり、かつ、その権利を有していることなどについて、理解を深めていくことが大切です。

#### (8) インターネットによる人権侵害

インターネットには、自宅にしながら国内外の様々な情報に簡単にアクセスすることができ豊富な情報の中から必要な情報を取り出せるだけでなく、自分からも世界に向け情報を発信することができるため、教育、消費生活、福祉・医療、社会的弱者の社会参加、国際交流・異文化理解など様々な有用性があります。

インターネットには、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等があります。

いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生しています。

本市においても平成14年に電子掲示板に部落差別に関する差別書き込みが発生し、被害者への連絡、プロバイダーに対し削除及び再発防止の申し入れ等の対応を行いました。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然であります。一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなどの対応を行います。

このような人権問題に対処していくためには、一人ひとりが個人のプライバシーや名誉についての正しい理解を深めて、インターネット等を正しく利用するよう意識啓発に努める必要があります。情報を発信したり収集する際の個人情報取り扱いや人権尊重などのモラルを持った利用について啓発に努めます。

学校教育や社会教育においては、情報に関する教科やIT講習会等において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る必要があります。

#### (9) その他の人権課題

このほか、アイヌの人々の問題をはじめ、難病患者の人たち、犯罪被害者及びその家族の人たち、ホームレスの人たち、刑を終えて出所した人たち、性同一性障害の人たちなど様々な人権にかかる課題があります。これらの解決を図るための教育及び啓発を進める必要があります。

## 7 指針の総合的、効果的な推進

人権尊重の理念に関する理解を深めるための教育及び啓発は、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人等といった具体的な人権課題にかかわる施策だけでなく、市の施策全般を通じて行われることが大切であり、また、そのため、すべての市職員が高い人権意識を持って行動していく必要があります。

このため指針に基づく施策の推進に当たっては、「第3次高砂市総合計画」の施策の大綱の一つである「こころの豊かさと人を尊重したまちづくり」を基本として、全庁的な体制により各部局が相互に連絡、調整を図りつつ総合的な対応を図ります。

市民の意見を反映させるため人権推進団体との調整を行います。

さらに、総合的、効果的な人権啓発の推進を図るため、東はりま人権啓発活動地域ネットワーク協議会や兵庫県、(財)兵庫県人権啓発協会をはじめ、市内外の人権に関わる機関等との連携を進めるとともに人権尊重のより広範な普及を目指し各種関係団体とも連携していきます。

### (1) 「高砂市人権・同和教育協議会」での意見の施策への反映

教育機関や市民団体の代表者等で構成する「高砂市人権・同和教育協議会」において専門的見地、市民の立場からの意見を聴き、積極的に施策に反映させます。

### (2) 「高砂市人権施策推進連絡協議会」による施策の総合的な推進

各部局においては、この指針の趣旨に沿って、人権尊重の視点から個々の施策を展開するとともに、各部長等で構成する「高砂市人権施策推進連絡協議会」において、各施策のフォローアップを行い、施策の一体的・総合的な推進を図ります。

### (3) 人権関係機関・団体ネットワークの構築

主管課である人権推進課、教育委員会人権教育指導室をはじめ男女共同参画センターなど市長部局各課、教育委員会の学校教育課、生涯学習課、公民館等の社会教育施設、さらには自治会、婦人会、老人会、高砂市人権同和教育協議会、高砂市国際交流協会、高砂市地区人権擁護委員協議会、高砂地区保護司会、高砂市社会福祉協議会、高砂市民生委員児童委員協議会、高砂ボランティア協会など種々の市民団体とのネットワーク形成を図り、情報の共有化、イベントの共同開催、啓発事業の共同実施、人材・施設の相互活用等を図ることにより、啓発、研修、研究、相談等の効果的、効率的な推進に努めます。

### (4) 市民意見等の聴取、反映

市民参加のフォーラム等における市民の直接的な意見をはじめ、人権擁護にかかわる団体等の多様な意見を幅広く聴き、施策の推進等に反映させます。

## 《用語説明》（あいうえお順）

### \* H I V

ヒト免疫不全ウイルス。エイズの原因となるレトロウイルスの一。次々と免疫細胞を侵食して免疫機能を低下させていく。いったん感染すると体内から追い出すことは非常に困難。エイズウイルス。

### \* A I D S

後天性免疫不全症候群。病原体はH I V。性交・輸血・血液製剤の使用などで男女とも感染する。免疫機構が破壊され、通常なら発病しない細菌やウイルスでも発病し、カポジ肉腫など悪性腫瘍を合併する。死亡率が非常に高い。発病を遅らせる治療薬が開発されている。

### \* グループホーム

孤児や障害者・高齢者などが援助を受けながら共同生活を営む施設。

### \* コミュニティーセンター

地域社会の結合の中心的役割を果たす施設。

### \* ジェンダー

生物上の雌雄を示す「セックス」に対して、出生後に育つ環境の中で、こうあるべきとして社会的、文化的につくられた性差観念のこと。日常生活の中で求められる「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担はその一例。このため、「らしさの性」「つくられた性」とも呼ばれる。

### \* ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情などの好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族等に対して、「つきまとい等」（つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをしたり、押し掛けることやその行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。）を繰り返して行うこと。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が2000（平成12）年から施行され、ストーカー行為を処罰するなど必要な規制を行うとともに、被害者に対する援助等を定めている。

### \* ストーリーテリング

絵本を使わずにお話をする事、聞く側のイメージを膨らませ、想像力や聞く心を育てることができる。

### **\* セクシュアル・ハラスメント**

労働や教育などの公的な場や、社会関係において、他者を性的対象物におとしめるような行為を行うこと。特に、労働の場において、異性に対して、異性が望んでいない性的意味合いをもつ行為を、他の異性が行うことを指す場合が多い。性的嫌がらせ。セクハラ

### **\* セミナー**

小人数を対象とし、討議などをまじえた講習会

### **\* デイサービス**

介護保険等で給付されるサービスのひとつ。在宅介護を受けている高齢者や障害者がデイサービス-センターへ通所し、リハビリテーションや日常生活の介護などを受ける。

### **\* ドメスティック・バイオレンス**

夫(妻)やパートナーが、妻(夫)や恋人に対し、暴力(身体的のみならず、精神的・経済的・社会的・性的などのさまざまな暴力)で人格や安全を脅かし、自分の思い通りにしようとする支配行動のこと。家庭内で起こるため表面化しにくい。人権侵害であり、犯罪行為である。

### **\* ネットニュース**

インターネットにおける電子掲示板に相当するシステム。広く情報を伝える自由参加のコミュニケーション手段として用いられる。

### **\* ノーマライゼーション**

障害のある人の人権を認め、取り巻いている環境を変えることにより、健常者と同様な生活を送れる社会をつくりあげていくこと。

### **\* バリアフリー**

障害のある人が社会生活していく上で障壁となるものを除去すること。もともとは施設の段差解消などハード面の色彩が強いが、広義には障害者の社会参加を困難にする障害の除去、ソフト面での思いやりや気持ちなどを含む。

### **\* プライバシー**

私事。私生活。また、秘密。生活上の秘密と名誉を第三者におかされない法的権利。

### **\* プロバイダー**

インターネット上で、何らかの情報やサービスを提供する業者の総称。多くの場合、インターネットへの接続サービスを提供するインターネットプロバイ

ダーをさす。

**\* ホームヘルパー**

在宅で福祉の援助を必要とする高齢者や障害者のもとに派遣されて家事・介護を行う者。

**\* ホームヘルプサービス**

ホームヘルパーの派遣によって行われる在宅福祉サービス。

**\* ホームレス**

失業などによって住む家を失い、路上や駅の構内などに寝泊まりせざるをえない人。

**\* ボランティア**

自発的に福祉などの社会奉仕活動に参加する人。従来、無報酬での参加が原則とされたが、近年、費用弁償程度の報酬を受ける「有償ボランティア」も多い。